第3章 国税・県税（参考）

国税について

直接税

- 所得税
- 復興特別所得税※1
- 法人税
- 相続税
- 地方法人特別税※2
- 贈与税
- 地価税※3
- 地方法人税※4
- 特別法人事業税※5
- 森林環境税※6
- 防衛特別法人税※7

間接税 等

- 消費税
- 航空機燃料税
- 地方揮発油税
- 登録免許税
- 酒　税
- 関　税
- とん税
- 自動車重量税
- 揮発油税
- たばこ税
- たばこ特別税
- 特別とん税
- 石油ガス税
- 石油石炭税
- 印紙税
- 電源開発促進税
- 国際観光旅客税

※1 復興特別所得税は、平成25年から令和19年までの各年分に適用されます。
※2 地方法人特別税については、平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用され、申告、納税手続きは、県において法人県民税と併せて行います。
※3 地価税については、平成10年分から課税が停止されています。
※4 地方法人税については、平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます。
※5 特別法人事業税については、令和元年10月1日以後開始する事業年度に適用され、申告、納税手続きは、県において法人事業税と併せて行います。
※6 森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。
※7 防衛特別法人税については、令和8年4月1日以後開始する課税事業年度から適用されます。

くわしくは国税庁HP（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。
なお、個人の方の国税に関する相談は、チャットボット（ふたば）をご利用ください。

[国税庁HP]

県税について（愛知県）

普通税

- 県民税
- ゴルフ場利用税
- 事業税
- 自動車税
- 地方消費税
- 軽油引取税
- 不動産取得税
- 鉱区税
- 県たばこ税

目的税

- 狩猟税
- 産業廃棄物税

くわしくはお近くの県税事務所へ（45ページ参照）（令和8年6月1日現在）

くわしくは愛知県HP（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/）をご覧ください。
なお、AIチャットボットによるお問い合わせにも対応しています。

[愛知県HP]